

相続税又は贈与税の災害減免措置について（令和6年能登半島地震用）

「令和6年能登半島地震」により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
「令和6年能登半島地震」により被害を受けた場合には、相続税又は贈与税に関して、次のような災害減免措置がありますのでご確認ください。

I 災害減免措置の適用要件

相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産（以下「相続財産等」といいます。）について災害により被害を受けた方で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）により、相続税又は贈与税（以下「相続税等」といいます。）が減免されます。

- ① 相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税については債務控除後の価額）のうち被害を受けた部分の価額^{※1}の占める割合が10分の1以上であること。
- ② 相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等^{※2}の価額のうち当該動産等について被害を受けた部分の価額^{※1}の占める割合が10分の1以上であること。

※1 「被害を受けた部分の価額」については、「Ⅲ 被害を受けた部分の価額の計算」をご覧ください。

※2 「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。

※3 贈与により取得した財産について災害により被害を受けた方で、この財産の取得に対する贈与税について、災害減免措置の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、「相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例」は適用できません。

II 災害減免措置の内容

「I 災害減免措置の適用要件」を満たす場合には、災害減免法により次のとおり相続税等が減免されます。災害減免法による相続税等の減免措置は、「1 申告期限前に災害により被害を受けた場合」と、「2 申告期限後に災害により被害を受けた場合」とでその内容が異なります。

なお、この申告期限は、国税通則法第11条又は租税特別措置法第69条の8の規定により、一部の地域について申告期限が延長^{*}されています。

※ 申告期限の延長については、国税庁ホームページの[『令和6年能登半島地震』により被災された納税者の相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について](#)をご覧ください。

《1 申告期限前に災害により被害を受けた場合（課税財産価額が減額される場合）》

相続税等の申告期限前に災害により被害を受けた場合には、相続税等の課税価格に算入する価額は、次の算式により計算した金額とします。

$$\left[\text{相続財産等の価額}^{\ast 1} \right] - \left[\text{被害を受けた部分の価額（Ⅲ参照）} \right] = \left[\text{相続税等の課税価格に算入する価額} \right]$$

※1 「相続財産等の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。相続税等の評価額については、[『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（相続税・贈与税に係る財産評価の概要）](#)も併せてご覧ください。

なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

《2 申告期限後に災害により被害を受けた場合（税額が免除される場合）》

相続税等の申告期限後に災害により被害を受けた場合には、被害のあった日以後に納付すべき相続税等のうち、次の算式により計算した税額が免除されます。

$$\left[\text{被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額}^{\ast 2} \right] \times \left[\frac{\text{被害を受けた部分の価額（Ⅲ参照）}}{\text{課税価格の計算の基礎となった財産の価額}^{\ast 3}} \right] = \left[\text{免除される相続税額又は贈与税額} \right]$$

※2 「被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額」とは、延納中の税額や延納又は物納の許可前の徴収猶予中の税額、農地等についての相続税等の納税猶予の特例の適用を受けている税額等をいい、例えば、延納中の税額の場合には、被害のあった日以後に分納期限が到来する税額となります。なお、延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済の税額や滞納となっている税額は含まれません。

※3 「課税価格の計算の基礎となった財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額となります。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額となります。

Ⅲ 被害を受けた部分の価額の計算

《1 被害を受けた部分の価額の計算》

「被害を受けた部分の価額」は、個々の相続財産等ごとに、被害の程度（被害割合）を基として次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{被害を受けた} \\ \text{相続財産等の価額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{被害割合} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{被害を受けた} \\ \text{部分の価額} \end{array} \right]$$

《2 被害額等が明らかな場合の被害割合の計算方法》

被害額（保険金、共済金又は損害賠償金等（以下「保険金等」といいます。）による補填額を控除した金額）及び被害があったときの時価（その財産が被害を受ける直前の価額）が明らかな場合の「被害割合」は、次の算式により計算します。

$$\left[\frac{\text{被害額（保険金等による補填額を控除した金額）}}{\text{被害があったときの時価（被害を受ける直前の価額）}} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{被害割合} \end{array} \right]$$

《3 被害額等が明らかでない場合の被害割合の計算方法》

被害額及び被害があったときの時価が明らかでない場合には、次の方法により被害割合を計算することができます。

(1) 保険金等による補填がない場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補填がない場合は、「被害割合表」^{※1}により被害割合を求めます。

(2) 保険金等による補填がある場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補填がある場合には、次の算式により被害割合を計算します。

$$\left[\frac{\text{被害があったときの時価として} \times \text{被害割合表}^{\ast 1} \text{の被害割合} - \text{保険金等による補填額}}{\text{被害があったときの時価として次のイ～ハにより求めた価額}} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{被害割合} \end{array} \right]$$

イ 建物

建物の価額は、①取得価額が明らかな場合には、建物の取得価額から「償却費相当額」^{※1}を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、「地域別・構造別の工事費用表」^{※1}の1㎡当たりの工事費用に総床面積を乗じた金額から、「償却費相当額」^{※1}を差し引いた金額とします。

ロ 家庭用財産

家庭用財産の価額は、①取得価額が明らかな場合には、家庭用財産の取得価額から「償却費相当額」^{※1}を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、「家族構成別家庭用財産評価額」^{※1}により求めた金額とします。

ハ 車両

車両^{※2}の価額は、取得価額から「償却費相当額」^{※1}を差し引いた金額とします。

※1 「被害割合表」等及び「償却費相当額」の計算方法等については、国税庁ホームページの「災害に関する相続税及び贈与税の取扱い」に掲載されている「別表（令和6年中に被害があった場合）」をご覧ください。

※2 農機具等の事業用（農業用）財産の価額は、車両に準じて計算します。

Ⅳ 災害減免を受ける場合の手続

《1 申告期限前に災害により被害を受けた場合（課税財産価額が減額される場合）》

[「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」](#)に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載し、相続税等の申告書等に添付して提出してください。

《2 申告期限後に災害により被害を受けた場合（税額が免除される場合）》

[「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」](#)に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載し、災害のやんだ日から2か月以内に税務署に提出してください。